

【公布された条例等のあらまし】

● 水産業協同組合法施行細則（規則第38号）

- 1 水産業協同組合法の規定に基づき漁業協同組合等が都道府県知事に対して行う次に掲げる事務の添付書類を定めることとした。
  - (1) 共済規程の設定等の認可の申請等
  - (2) 漁業協同組合が行う漁業の経営に係る届出
  - (3) 役員等の選挙又は選任の報告
  - (4) 一時役員職務を行うべき者等の選任又は総会等の招集の請求
  - (5) 総会等の終了の報告
  - (6) 監事の総会等の招集及び終了の報告
  - (7) 定款の変更の認可の申請
  - (8) 設立の認可の申請等
  - (9) 解散の決議の認可の申請等
  - (10) 合併の認可の申請等
  - (11) 漁業生産組合の監査の報告
  - (12) 漁業生産組合の清算終了の届出
  - (13) 業務若しくは会計の状況の検査又は決議等の取消しの請求
- 2 その他所要の規定を設けることとした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。